

# 令和5年度事業計画

## 令和5年度 公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの運営方針

### 1 現状

令和4年度は、県の「医療非常事態宣言」が8月、12月に発令されるなど、引き続き新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、その影響により、アンテナショップや国内物産展における来客数の回復遅れ等を余儀なくされ、厳しい経営環境となった。

このような中、みやざき物産館では、販促イベントの展開や店舗・ネットショップにおける送料無料キャンペーン等を行い、新宿みやざき館では、新商品の積極的な投入や首都圏における情報発信拠点として多様な店内催事等を積極的に実施した。

平成4年度決算は赤字となる見込みであり、特にみやざき物産館の来店客数が伸び悩んだことに伴い、収入の大きな柱である販売手数料が目標を下回ったこと等によるものである。

### 2 基本方針

直近3年間は新型コロナの感染拡大による甚大な影響を受けたところであるが、政府がWithコロナに向け、新たな行動制限を行わず、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針を打ち出していることや、5月に5類感染症への変更が予定されているなどの大きな環境変化が見られ、令和5年度は人流の活発化や消費需要等が回復することが期待される。

当センターとしては、県主導で設立された宮崎県全域を対象とする唯一の公益的物産振興団体として、県からの委託事業を主に実施することで、会員企業・団体に寄与するべく、県産品の国内外における販路開拓・需要拡大を積極的に進めていくこととする。

具体的には、収入の二本柱であるアンテナショップ及びネットショッピングの売上増による販売手数料の増加や外販の強化など多様な収入確保を図るとともに、さらなる経費削減にも引き続き努めながら、経営健全化を図るものとする。

また、当センターの令和4年度決算は昨年度に続き赤字となる見込みであり、安定的な経営基盤に必要な正味財産保有額（6千5百万円以上）を下回っている厳しい経営状況を打開するため、当センターの公益的な使命、役割を踏まえた県からの支援の拡充等について、県と鋭意協議していくこととする。

#### (1) 主な取組

- ① みやざき物産館については、店舗の魅力や売上の向上、デジタルツールの活用、新宿みやざき館との連携強化等を図るため、専任の店長の下、これまで以上に、県の委託事業を活用して、季節感やテーマ性豊かなフェアやイベント、来客者に新しい発見を提供するディスプレイ、店内におけるプロモーション、商品等の変更・改善、メディアやSNS等を活用した県民への定期的かつタイムリーな情報発信及び需要回復策を積極的に実施する。

また、MICE参加者や観光客の来館を促すために、近隣ホテルやレンタカー会

社にチラシを配付するとともに、企業・団体等からの受注販売を積極的に展開していく。

特に、引き続き実施される県の誘客促進事業（全国対象の県内旅行割引キャンペーン）を利用する旅行客の来店誘導やクーポン券のみやざき物産館での利用促進を図る。

さらに、センターホームページの県産品コーナーを充実し、メールやFAX等による注文販売の拡充を図るとともに、令和3年度以降定着した店外販売である「み」の下マルシェの実施により、賑わいの演出や販売促進を進める。

- ② ネットショッピングについては、県の支援事業で培ったYAHOO!ショッピングでの実績を生かしながら、取扱商品の大幅増、多様化やショッピングサイトの充実・発信を図ることにより、新規顧客の獲得、リピーターの増加等に努める。
- ③ 新宿みやざき館については、情報発信拠点として、県東京事務所や市町村等との連携強化を図りながら様々な形で積極的にPRし、来館者数、売上の増加や販路拡大に繋げていく。

特に、イベントスペースにおける催事については、近年、年間を通じて顧客アピール力のあるイベントを数多く企画し販売促進に繋がっていることから、引き続き、県産品PRイベント展開に関する県の事業を活用し効果的に実施するとともに、テストマーケティング、店舗独自の催事、イベントも鋭意行っていく。

また、店外におけるPR等も図るため、県とも連携しながら外販の強化を進める。
- ④ POSシステムで得られた商品売上情報や店舗での展示販売を通じて得られた消費者の反応や声、さらには県産品の販路拡大や商品斡旋等の営業活動を通じて寄せられた卸・小売事業者の意見を、マーケティングやより魅力的な商品づくりにつながるよう、企業等にフィードバックしていく。
- ⑤ 接遇、接客等の研修を定期的実施し、店舗スタッフ等職員のスキルアップを図るとともに、経費節減に引き続き努める。
- ⑥ 会員等県内企業のニーズを踏まえ、引き続き販売機会やより一層の販路拡大を図るため、開催が回復基調にある県内外の物産展や定番取引を図る大規模商談会等への出展に、積極的に取り組む。

なお、センターが自主事業として出展及び開催する場合は、県の支援事業の活用を検討するなど、採算性を重視しながら実施する。
- ⑦ 首都圏において、流通企業等への県内企業の商品紹介、県内企業とのマッチング等を県等と十分に連携して取り組むとともに、食品製造業者等に対し新商品発掘やマッチング等を支援することにより、首都圏及び県内における企業の販路拡大を推進する。
- ⑧ 海外関係では、香港事務所において、県産品の東アジア等への輸出促進の取組を行うとともに、貿易専門家やジェトロ宮崎等の関係機関と連携しつつ、輸出に意欲を持つ企業に対する相談・支援、情報提供等を行う。